

補助金調書

補助金名	子育て世帯臨時特例給付金			担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども家庭課 (TEL 092-711-4238)	
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	子育て世帯臨時特例給付金支給対象者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	7月頃～ 予定(3か月程度)			
(公募の場合) 応募要件	①平成26年1月分の児童手当(特例給付含む)を本市より受給された方で かつ ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方 (公務員の方ほか一部例外あり)					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	1	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	厚生労働省の子育て世帯臨時特例給付金給付事業に基づき、消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するもの。					
補助金の終期	平成26	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由	/					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 平成26年1月分の児童手当(特例給付含む)の対象となる児童数 × 10,000 円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	1,668,010 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	26年度新規給付金のため実績なし。(一度限り)					
補助金交付 による効果	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ることができる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。